

社会福祉法人砺波福社会 奨学資金貸与事業実施要項

(目的)

第1条 社会福祉法人砺波福社会の人材確保事業として、砺波市をはじめ南砺市、小矢部市、高岡市、氷見市、射水市、富山市に居住されている高校3年生で、卒業後に介護福祉士の養成課程を有する短期大学及び専門学校（2年制）（以下「養成学校」）に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す者に対して奨学資金の貸与を行う。

これにより、卒業後に当法人に就職して3年以上在籍した場合は返還を免除し、介護現場を担う若い人材の確保に努めることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 次の全てに該当する方とする。

(1) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校又は知事が指定した養成施設（ただし、2年制に限る。）に入学予定の方で、卒業後、砺波福社会において介護福祉士として業務に従事しようとする方。

(2) 砺波市をはじめ南砺市、小矢部市、高岡市、氷見市、射水市、富山市に住所を有している高校3年生で養成学校への入学が決定している方。

※それ以外に居住されている方でも卒業後に砺波福社会に就職を希望される方も対象となります。

※同種の奨学資金を他から受けている場合でも対象となる。

(募集定員)

第3条 募集人数は、各年度2名以内とする。

(奨学資金の種類及び貸与額)

第4条 奨学資金の種類及び貸与額については、次のとおりとする。

(1) 貸与額及び期間

令和7年4月から月額50,000円を24か月間貸与

(2) 貸与利子

貸与を決定した月から、養成施設を卒業するまで貸与します。（ただし、貸与期間は正規の修学年限とする。）

貸与金は無利子とします。

(奨学資金の返還)

第5条 養成学校卒業後に当法人に就職し3年以上在籍した場合は返還を免除とし、それ以外は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以内において一括または割賦方式にて奨学資金を返還する。

(申請手続き等)

第6条 募集期間内[令和6年10月1日(火)から令和7年1月31日(金)まで]に次の書類を提出しする。

- (1) 奨学資金借用申請書（様式第1号）
- (2) 身上調書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
- (5) 住民票の写し（申請者の世帯人員全員のもの及び連帯保証人のもの）
- (6) 連帯保証人を1人。

（貸付方法）

第7条 奨学資金は、社会福祉法人砺波福祉会と貸付対象者との契約により貸与する。

（奨学資金の交付）

第8条 貸付契約により、貸付金は、年に4回（毎月月額3ヶ月分ごと）指定口座に振込みます。

（貸付の停止及び返還等）

第9条 社会福祉法人砺波福祉会は、貸付けの決定または交付を受けている方が、下記のいずれかに該当する時は、貸付けの契約を解除する。

- (1) 養成施設を退学した時
 - (2) 奨学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出た時
 - (3) その他奨学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなった時
- （奨学金返還の猶予（申請により返還が猶予できる時））

第10条

- (1) 卒業後、さらに社会福祉士養成施設等の他種養成施設で修学している時
- (2) 災害、疾病、その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められる時

奨学資金借用申請書

社会福祉法人砺波福祉会理事長 殿

申請者

氏名

住所

介護福祉士奨学資金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸与額	奨学資金月額 50,000円 × 24か月			
貸与希望期間	〇〇年〇〇月～〇〇年〇〇月（〇〇か月）			
本人	入学した養成施設の名称及び学科名			
	入学年月日及び卒業見込年月日	入学年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	卒業見込年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	
	住所	〒		
	氏名及び生年月日	ふりがな	〇〇年〇〇月〇〇日生 (〇〇歳)	
	電話番号	自宅：〇〇〇〇	携帯：〇〇〇〇	
	他の奨学金等の利用	無・有（ ）		
砺波福祉会への就職意欲 (200字程度)				
緊急連絡先	住所	〒		
	氏名及び本人との関係	ふりがな	本人との関係	
電話番号	自宅：〇〇〇〇	携帯：〇〇〇〇		

※年齢は令和6年10月1日現在で記入。

※申請書類に記載の個人情報は、本事業以外では使用いたしません。

誓約書（様式第3号）

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人砺波福社会理事長 殿

申請者

住 所 〒

氏 名

印

電話番号（自宅）

（携帯）

連帯保証人

住 所 〒

氏 名

印

電話番号（自宅）

（携帯）

申請者との関係

私は、下記のとおり奨学資金の貸与が決定し、貸与を受けるにつきましては、社会福祉法人砺波福社会奨学資金貸与事業の要項を遵守し、介護福祉士となった後は、直ちに砺波福社会において介護又は相談援助の業務に従事することを誓います。

なお、奨学資金の返還の債務が生じたときは、返還期限までに確実に返還します。

連帯保証人は、返還の債務を本人と連帯して負担します。

貸与金額	
------	--

（添付書類）

1. 印鑑登録証明書（連帯保証人のもの）
2. 住民票の写し（申請者の世帯人員全員のもの及び連帯保証人のもの）